



基勞補発第0125002号
平成18年1月25日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労働福祉事業としてのアフターケア実施要領及びアフターケア委託費の点検業務等
委託事務処理要領の一部改正に伴う運用上の留意事項について

労働福祉事業としてのアフターケア実施要領及びアフターケア委託費の点検業務等委託
事務処理要領の一部改正については、平成18年1月25日付け基発第0125003号により
通達されたところであるが、その実施に当たっては下記の事項に留意されたい。

記

1 アフターケア傷病コードの枝番号について

尿路系障害、慢性肝炎、虚血性心疾患等及び循環器障害に係るアフターケアについては、同一のアフターケアに診察の実施回数等が異なる傷病が含まれていることから、レセプトを審査する際にはアフターケア傷病コードの枝番号を確認の上、審査を行うこと。

2 費用の算定方法について

虚血性心疾患等に係るアフターケア実施要綱の(3)のハ(ペースメーカー等の定期チェック)に係る費用については、健康保険法(大正11年4月22日法律第70号)の規定による療養の費用の額の算定方法の別表第1医科診療報酬点数表に定める「心臓ペースメーカー指導管理料(B001-12)」の点数に労災診療費算定基準に定める単価を乗じて得た額とすること。

また、当該定期チェックを実施した場合は、保健指導の費用は重ねて算定できないこと。

3 健康管理手帳の交付又は再交付について

消化器障害に係るアフターケア実施要綱における対象者で胃を全摘したものについては、数年後に貧血を発症するおそれがある。

したがって、この者に対しては、アフターケアの措置が不必要として健康管理手帳を交付又は更新しない場合にあっても、当該障害に起因して貧血を発症した際には健康管理手帳が交付又は再交付される旨説明すること。

4 周知について

アフターケア制度の新たなリーフレットについては、別途3月下旬頃に配付する予定であるので、医療機関に対し制度の改正について周知を行う際、アフターケア対象者に健康管理手帳を交付する際等に活用すること。